

# 令和8年度（第1期）育児休業明け入所予約制度のご案内

長野市内にお住まいで、育児介護休業法等<sup>※</sup>の法律に基づく育児休業を取得し、育児休業前と同様の勤務に復職する保護者の方が、復職月からの入園をあらかじめ予約できる制度です。申し込み人数が予約可能数を超えた場合は選考となります。

なお、この入所予約制度は、正式な保育所等の申し込み在先立ち、各施設において実施する事業です。

※ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令をいいます。（以下同じ）

## 1 対象者

入所予約の申し込みができるのは、次の条件をすべて満たしている方です。

- （1）申し込み児童と保護者が基準日時点で長野市民（住民登録が長野市）であること
- （2）保護者が、育児休業法等の法律に基づく育児休業（給付金受給対象であること）を取得し、復職月からの入所希望であること
- （3）保護者が、育児休業前と同様の勤務に復職すること
- （4）入所時に保護者のいずれもが保育を必要とする理由に該当していること
- （5）**予約希望月の年齢（月齢）が各施設の定める年齢（月齢）に達していること**

※ 0歳児以外の予約を希望する場合（育児休業対象児童の兄姉も同時に予約を希望する場合を含む）は、予約申し込み対象年齢かどうか必ず施設に確認してください。施設によっては予約できない場合があります。

※ 育児介護休業法等の法律に基づく育児休業に引き続き勤務先の育児休業を取得し、復職する場合も対象とします。

## 2 予約可能数

各施設とも若干名

## 3 申し込み期間

次のそれぞれの期間中（祝日を除く月～金 9時～16時まで）となります。

なお、申し込みは第1期と第2期の2回ありますが、申し込むことができるのはどちらか一方のみです。勤務先と相談し、復職する月をご検討ください。

- **第1期** 申し込み期間：令和7年10月20日（月）～令和7年11月10日（月）  
基準日：令和7年10月1日（水）  
入所月：令和8年5月から令和8年9月  
対象：令和8年5月から令和8年9月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方
- **第2期** 申し込み期間：令和8年5月25日（月）～令和8年6月5日（金）  
基準日：令和8年4月1日（水）  
入所月：令和8年10月から令和9年2月  
対象：令和8年10月から令和9年2月までに育児休業が終了し、かつ復職予定の方

※ 9月末に育児休業が終了し、10月1日付で復職の場合、第1期、第2期どちらも申し込み対象となります。ただし、申し込むことができるのはどちらか一方のみです。

※ 令和8年(2026年)4月中に育児休業が終了し、かつ復職する場合は、令和8年4月の通常申し込みの対象となります。

※ 申し込みの際は、受付できる職員がいるか事前に希望施設にご連絡のうえ、ご提出いただくようお願いいたします。

## 4 実施施設

### ● 第1期

施設名	予約可能年齢	施設名	予約可能年齢	施設名	予約可能年齢
公立保育施設（鬼無里保育園・指定管理施設を除く）			満1歳	清野保育園	満1歳
聖フランシスコ保育園	10か月	中御所保育園	8か月	済生会長野保育園	8か月
三輪保育園	8か月	浅川中央保育園	8か月	かざぐるま保育園	8か月
たんぼぼ保育園	8か月	ひよし保育園	8か月	みらいく保育園	10か月
善光寺保育園	満1歳	博愛保育園	8か月	北条こども園	満1歳
古牧東部保育園	満1歳	信濃ひまわり幼稚園	8か月	松ヶ丘保育園	8か月
小市こども園	8か月	子供の園保育園	8か月	円福幼稚園	8か月
まきば保育園	8か月	ころぼっくるこども園	満1歳	川中島こども園	満1歳
丹波島こども園	満1歳	長野大橋保育園	8か月	下水鮑保育園	満1歳

### ● 第2期

対象施設は、令和8年5月25日（月）に市ホームページ上で公表します。

《参考》 予約希望月における予約可能年齢（月齢）早見表

予約可能年齢	5月予約	6月予約	7月予約	8月予約	9月予約
8か月	R7.10.1生まで				
10か月	R7.8.1生まで	R7.9.1生まで	R7.10.1生まで		
満1歳	R7.6.1生まで	R7.7.1生まで	R7.8.1生まで	R7.9.1生まで	R7.10.1生まで

## 5 申し込み方法

### (1) 申し込み場所

予約希望の施設（複数施設への同時申し込みはできません。）

### (2) 提出書類

○育児休業明け入所予約申込書（通常申し込みで使用する『給付認定申請書』とは異なりますのでご注意ください。）

○父母それぞれの保育を必要とする理由を証明する書類

※ 育児休業を取得している父または母は就労証明書に育児休業期間の証明が必要

○育児休業給付金支給決定通知書（後日提出できる場合に限り雇用保険被保険者証(写)の添付でも可）

※ 公務員の場合、共済組合発行の「給付金決定通知書」等

〈参考〉 育児休業給付金支給決定通知書

育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）						
被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出生年月日	受給資格認定年月日	休業開始年月日
支給期間	賃金月額	賃金月額の%	賃金月額の%	支給日数	支払方法	
通知内容						
管轄公共職業安定所 〒 TEL 公共職業安定所長印 の所在地・電話番号 交付 令和 年 月 日						

雇用保険被保険者証

雇用保険被保険者証	
被保険者番号	公共職業安定所長印
被保険者氏名	生年月日 (元号-年月日) (2 大正 3 昭和 4 平成)

## 6 予約の内定

予約可能数を超える申し込みがあった場合は各施設での選考となります。

### (1) 予約の内定日

● 第1期 令和7年12月12日（金）

● 第2期 令和8年7月3日（金）

内定の結果は、申し込みをされた施設からお知らせします。

## (2) 内定後の入所手続き等

### ① 内定した場合

予約が内定となった方には、各施設から通知（連絡）します。内定後、次の手続きが必要です。

(ア) 入所月の前月中に、希望施設を通じて正式な入所申し込みを行ってください。その際、『父母の保育を必要とする理由を証明する書類』は、改めてご用意いただく必要があります。予約申し込み時にご提出いただいたものを再利用することはできませんのでご注意ください。

(イ) 入所後、復職した段階で速やか（復職日からおおむね1週間以内）に『復職証明書』を提出してください。入所した月の翌月1日までに復職したことが翌月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに確認できなかった場合、**即日退所**していただきます。

### ② 内定しなかった場合

予約が内定とならなかった方には、予約の内定日以降に申し込み書類一式をお返しします。通常申し込みでの入所を希望の場合は次の手続きが必要です（添付書類は「令和8年度 利用のご案内」でお確かめください）。

#### (ア) 4月入所に変更希望の場合（第1期に申し込みされた方のみ）

当初の育児休業を短縮し4月に復職される場合に限って、追加で4月の申し込みができます。ご希望の場合は、4月復職ができることを勤務先に確認のうえ、令和7年12月19日（金）までに第1希望施設に申し込みをしてください。4月入所が内定した場合は、入所後、復職確認を行います。4月復職が確認できない場合は退所となりますのでご注意ください。

#### (イ) 当初の復職日に入所希望の場合（年度途中入所）

復職月にかかる月の入所申し込み期間中に通常申し込みをしてください。

各月の申し込み期間については、「令和8年度 利用のご案内」をご覧ください。

## 7 入所日について

入所予約による入所日は復職日からとなりますが、保護者と希望施設の協議により復職月の初日（育児休業が月末に終了し、翌月1日に復職する場合は前月中）から入所することも可能です。

ただし、予約内定後に当初の入所月を変更したり育児休業を延長したりした場合は、この入所予約は取り消しとなります。予約をする際は、あらかじめ勤務先と復職日の相談をしておいてください。

## 8 重要事項

(1) この入所予約は、育児休業明けの復職者に対し、特例的に通常申し込みに優先してその利用可能枠を確保するものです。内定後に辞退のないようお願いします。

(2) 予約が内定となった方で、4月入所の通常申し込みも同時に行っていた場合、4月入所の通常申し込みは自動的に取下げとなります。

(3) この入所予約は、通常申し込みに先立ち、各施設において実施する事業です。選考方法や選考結果については各施設にお問い合わせください。

(4) 申し込み期間終了後に希望施設を変更することはできません。

(5) 次のいずれかに該当する場合は申し込み及び内定を取り消します。

① 複数施設または複数回にわたり入所予約や入所申し込みをした場合

② 長野市外に転出した場合

③ 内定後の復職月の変更、育児休業の延長、育児休業取得者の退職

④ この入所予約の対象者となる条件に該当しなくなった場合

⑤ 申し込み児童が「集団保育困難」と判断された場合

⑥ 申し込み児童の次子を妊娠又は出産するなどにより復職しない場合

(6) 予約可能数は各施設若干名であるため、申し込み者全員が予約できるとは限りません。

(7) **入所後の転所は原則できません**（新築や転動等により住居を異動予定の方は特にご注意ください）。

(8) 入所後、期限までに復職証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退所となります。

(9) ならし保育期間中も通常の保育料がかかります。

(10) 内定した児童に係る「保育施設の利用ができない旨の通知書」の交付は内定の辞退がない限りできません。